

登記実務の現場で生じた事例をどのように受任し、何を参考に、どのように考えて処理すべきかを示す！

事例解説

合同会社の登記

設立、商号・目的・公告方法の変更、本店移転、業務執行社員の加入・退社、代表社員の変更、業務執行社員等の氏その他の変更、資本金の額の変更、解散・清算人・清算終了、複合事例、合同会社への種類の変更

司法書士 泉水悟 著

2021年3月刊 A5判 476頁(予定) 定価5,390円(本体4,900円) 978-4-8178-4710-2

商品番号:40853 略号:事合同

●各登記手続きにつき、複数のパターンを想定して、書式記載例も豊富に掲載。

且、相続人が特分の払戻請求権を行使して払戻しを受けた財産を改めて出資することも想定されるが、これは出資原資の調達方法に過ぎないことから、これを方法の一つとして図表に表記していない。

又、新たに社員となる場合、非業務執行社員、業務執行社員、代表社員のいずれの地位で加入するかについても決定する必要があるが図表でこれを分類していない。

更に、図表のうち、新たな出資引受による社員の加入手続きは、資本金の額の増加に伴う登記手続きとあわせて検討が必要であり、社員に関する登記以外の詳細は、資本金の額の変更手続きや複合事例にて確認願いたい。

持分の取得	出資・加入	資本金の額の変更の登記	退社に伴う登記	加入
①新たな出資引受	①金銭	資本金の額の増加による変更	社員の持分の全部譲渡による退社	業務執行社員(≡代表社員)
	②現物	資本金の額の増加による変更		
②持分の譲渡	③金銭及び現物	資本金の額の増加による変更	社員の死亡による退社	非業務執行社員
	④退社する社員の持分全部			
③相続(又は合併)の加入の定め	⑤社員の持分の一部		社員の死亡による退社	合併による消滅法人の退社
	⑥相続人全員加入			
	⑦(相続人のうち)特定の相続人が加入		死亡(又は合併)死亡、合併消滅法人の退社	
	⑧合併			
	⑨上記⑥⑦⑧のいずれかの場合に他の社員の同意			

第1節 複合事例

合同会社黒丸の代表社員元気満男は、当に親族である元気有子から支援を受ける状況で、元気有子は自営業者として自らは順調に事業を営んでおり、元気満男は合同会社黒丸への支援が負担となっている。

そこで、元気有子は、元気満男と話し合人事業を廃業し、当該事業を合同会社黒丸再建を図ることとした。

本事例のように、登記事項が多く、これ実務が教科書的に整理されているとは限らない。本事例は、筆者が以上のような状況下において、登記の申請につき委任を受けた事例を扱ったものである。

・新たな事業を営むことにより再起を図るため、目的を変更する。

・従前の事業とは異なる事業を行うこととなるため、商号を変更する。

・過去の事業や運営に際し、当該合同会社で、過剰債務を減らし財務体質を健特・スワップの手法を利用する。

・支援者である元気有子は、当該合同会社で、上記の出資により、業務執行社員・代表社員元気満男は代表社員を辞任し、加入した有限責任社員元気有子は業務執行社員となる。

第4項 業務執行社員の退社の登記 事例

1 業務執行社員の退社に伴う登記と、あわせて資本金の額の減少に伴う登記が必要となる事例

(1) 会社法第915条第1項所定の期間内に同時申請が困難な事例

退社する社員に対する持分の払戻しが生じる場合、通常、資本金の額が減少し、これに伴う登記が必要となり、又、あわせて当該社員が業務執行社員若しくは業務執行社員兼代表社員の場合には退社に伴う登記も必要となる。

この場合には、資本金の額を減少するため債権者保護手続きが必要となるから、通常、以下の場合、当該合同会社の本店の所在地において、会社法第915条第1項が規定する2週間以内に同時に登記申請することは困難なはずである。

- ①予告による任意退社の別段の定めのうち、次のもの
 - ・退社を予告せず、かつ事業年度の終了を待たずに退社することができる旨の定め
 - ・予告期間が債権者保護手続きの終了時期より短い別段の定め
- ②死亡
- ③解散

法人である会社が期限付解散決議とする場合の期限が登記の猶予期間である2週間を超えない場合には解散登記がされるが、何日先までの期限付決議が限界事例となるのかは明らかでないのが実務の現状であり(「登記研究」740号21頁、777号17頁等)、資本金の額の減少に伴う債権者保護手続きに要する期間程度も、先の期限付解散決議を認める取扱いは見当たらない。

(2) 会社法第915条第1項所定の期間内に同時申請が可能な事例

業務執行社員の退社とともに資本金の額の減少の登記を当該合同会社の本店の所在地において、これらの変更が生じた日から2週間以内に同時に申請することが可能となるのは、以下の場合である。

但し、この場合には社員の退任の効力時期を考慮して、資本金の額の減少